

表1 判定区分の説明

区 分	定 義
Ⅰ：健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ：予防保全段階	構造物の機能には支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ：早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ：緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている。又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。